

覚醒剤輸入と幫助犯

—— 通関線突破に失敗した覚醒剤輸入の受領役につき、
 発送行為に対する心理的因果性を否定しつつ、
 物理的因果性を肯定した事案（東京高判令和2
 年3月30日高刑速（令2）130頁）について——

酒 井 智 之^{*}

- I 事案の概要
- II 判旨
- III 検討

I 事案の概要¹⁾

1. 事実関係

11月18日頃、東京都内で飲食店を経営していた被告人Gは、当時「お姉ちゃん」と呼んでいた中国人の知人Aから、店に荷物が届くので預かって欲しいと頼まれ、承諾する旨の返事をした。その後、11月21日頃、店に来たAとのやり取りから、荷物の中身が覚醒剤ではないかと考えたが、荷物の受領を断ることはできなかった。11月22日頃、Aから荷物が届いたかを確認する電話があった際には、「届いていない」と伝え、12月1日頃にも同様のやり取りをした。

12月5日、GはAに電話をかけ、「荷物も届かないし、勘弁してくれ、やめたい」と伝えたが、Aは「大丈夫、大丈夫」としか言わず、Gの要望は聞き入れられなかった。同日、オランダの郵便局で覚醒剤約383g在中の段ボール箱がG方

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第24巻第2号2025年8月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科講師

1) 本判決の判示事項については、全文を確認することができなかったので、高刑速（令2）130頁及び森田秀人「判批」研修868号103頁（2020）で断片的に紹介されている部分を参照した。なお、LEX/DB 登載の判決文も高刑速からの収録である。

宛の小包郵便物として差し出された。12月13日、日本国内に到着した荷物が航空機から取り下ろされ、12月14日、税関検査で覚醒剤が発見された。

11月21日以降、Gと氏名不詳の正犯者Tらの間でAを介して本件密輸入に関する意思連絡があったことは証拠上明らかにならなかった。他方で、12月12日頃、Gは別の知人から借金の返済を催促された際、「今月は多めに返せそう。」「ちょっと荷物を受け取るようになって。」「中国人のお姉ちゃんの関係で。」などと説明していた。

2. 原審の判断と当事者の主張²⁾

原審は、「[11]月18日頃のGの承諾は客観的には正犯の行為を容易にし得るものであり、同月21日頃に、Gは、覚せい剤が密輸されることを未必的とはいえ認識したのであるから、同月21日頃の時点で覚せい剤密輸の幫助行為が成立するというべき」で、「12月14日までの間、継続して本件荷物の受領役の地位にあり、「承諾するなどしたGの幫助行為が続いていた」ところ、「Gが本件荷物を受け取るという幫助行為を行ったと評価できる11月21日頃より後の12月5日に、本件荷物がオランダ王国の郵便局からGが営んでいた飲食店宛てに発送されている」ため、「Gの幫助行為が正犯の発送行為に因果性を与えていることは明らかである」として、幫助犯の成立を肯定した（[]内筆者注）。

これに対して、被告人G側は、11月21日頃のやり取りでは承諾の意思表示をしていない、12月5日に受領の意思を撤回したことで受領役の地位は終了している、11月21日頃以降の受領役の地位の継続が氏名不詳の正犯者Tらに伝わっていたとは認められない、などと主張して控訴した。

II 判旨

本判決は、以下のように述べて、営利目的覚醒剤輸入罪（覚醒剤取締法41条2項、1項）及び禁制品輸入未遂罪（関税法109条3項、1項、69条の11第1項

2) 本判決と同様、原判決についても全文を確認することができなかったので、森田・前掲注1) 104頁で「一審判決の概要」として引用されている部分を参照した。

1号) について、幫助犯の成立を肯定した³⁾。

11月21日頃における承諾行為の有無については、「明示的な承諾行為をしたとは認められない」ものの、「これを黙示的に承諾したもの」であり、不作為ではなく「表示行為としての承諾があったと認められる」。

受領役の地位にあった期間については、12月5日に「やめたい」と要望したが聞き入れられず、「積極的とはいえないものの、正犯行為が既遂に達した同月14日までの間、Aに対し、本件荷物の受領役を継続する態度を示していたと認められる」ため、「12月14日まで継続して受領役の地位にあったといえる」。

これに対して、発送行為との間の因果性については、Aを介してTらとの間で意思連絡があった可能性も考えられるが、携帯電話の通話記録から通話内容まで推認することはできず、しかも、11月18日頃の「受領の承諾がTらに対し伝えられたと考えるのが自然であり、11月21日頃、本件飲食店に来たAがGに対し、本件荷物が届いたかを聞いているのは、このことを裏付けているといえること」、他方で、「Aからみれば、11月21日頃以降も、Gが本件荷物を受領するという状況に変わりがないこと」からすると、「同日頃以降、Aが、TらにGとのやり取りの状況を伝えるなどしていたと認めるには合理的な疑いが残る」。また、「18日頃の承諾行為の時点で、Gは、本件荷物の中に覚醒剤が隠匿されるということを知らなかったのであるから、18日頃の承諾行為を幫助行為の因果性を認める基礎とすることもできないというべきである」。「そうすると、Gの行為が、正犯者らの発送行為に心理的な因果性を有しているとはいえないから、これを認めたと解される原判決の判断には事実の誤認がある」。

他方で、物理的因果性について、「Gは、11月21日頃、Aに対し、本件荷物を受領することを黙示的に承諾し、その後も、Aとのやり取りの中で、本件荷物の受領役を継続する態度を示していたことが認められる。そうすると、Gが本件荷物を受領するという客観的な状況の下で、Tらが発送行為をしたという意味において、Gの行為は、物理的にはTらの犯行と因果性を有していると認め

3) なお、高刑速130頁と森田・前掲注1)107頁では（これらの公刊時点で）上告審係属中となっていたが、本論文執筆時点で上告審による判断は確認できていない。おそらく本判決の内容で確定したものと推察される。

られる」として、幫助犯の成立を肯定した。

Ⅲ 検討

1. 問題の所在

本判決は、覚醒剤輸入の受領役を引き受けた被告人Gの行為について、正犯者Tらによる発送行為との間の心理的因果性を否定しつつ、Gが受領するという客観的な状況の下で発送行為が行われたことをもって物理的因果性を認めたものであり、いわゆる片面的従犯を肯定したものである⁴⁾。戦後の最高裁判例に片面的従犯の成立を明示的に認めるものが見られない⁵⁾一方で、学説では、幫助犯の成立を認めるにあたって正犯者との間に心理的な繋がりがあつたことを要しないとの理解が通説的であつた⁶⁾。しかし、本判決の判断内容が一般的な理解に沿うものといえるか、また、その妥当性については、以下のような疑問がある。

幫助犯の因果関係に関する判断に関してまず注目し値するのは、発送行為との間の心理的因果性を否定した点である。この点につき、本判決は、AとTらとのやり取りの内容が証拠上明らかにならなかつたことに加え、11月18日のGの承諾がTらに伝えられたと考えるのが自然であり、他方で、11月21日以降もGが荷物を受領する状況に変わりがないことを踏まえ、Gとのやり取りの状況を伝えるなどしてたと認めるには合理的な疑いが残るとして、「発送行為に心理的な因果性を有しているとはいえない」と判断したものである。しかし、11月21日以後のGとのやり取りの状況が明示的・個別的に伝えられる必要があつたのかは疑問である⁷⁾。

また、物理的因果性を肯定した点については、受領役が存在する状況下で発送

-
- 4) 高刑速・前掲注1) 136頁の「備考」では、「本件は、犯意発生後の幫助行為について、正犯者と意を通じていなくても、物理的因果性が認められるとして講学上の片面的幫助の成立を認めたものであり、講学上も争いのある片面的幫助犯について判断を示した最高裁判例がないのに対して、これを認めた高裁判例として事例判断ではあるが参考になる」ことが指摘されている。
- 5) 大審院判例として、大判大正14年1月22日刑集3巻921号など。
- 6) 大塚仁ほか編『大コメンタール刑法(第3版)第5巻[第60条~第72条]』(青林書院、2019)681-683頁[堀内信明=安廣文夫=中谷雄二郎]参照。

行為が行われたことそれ自体に基づいて物理的因果性を肯定したものと考えるを得ない。前述の通り、学説は伝統的に片面的従犯の可能性を承認してきたが、学説が主として想定していたのは、道具や情報を正犯者が実際に利用した場合など、正犯行為の客観的な態様との間に事実的な繋がりがある事案であったと思われる。これに対して、正犯行為や正犯結果との間に事実的な繋がりを欠く場合でも幫助犯の成立が認められ得るのかについては、学説上も争いが見られる⁸⁾。そのため、本判決が具体的な正犯所為経過との間の事実的な繋がりの有無を問わない趣旨だとすると、片面的従犯を肯定する以上の判断を示したことになる。しかし、受領役の存在それ自体が発送行為を促進する（あるいは、危険を増加させる）ものとは言い難いように思われる。

そこで、以下では、物理的因果性と心理的因果性の両面でより詳細な検討を行う。ただし、各輸入罪についてはその既遂時期との関係で共犯成立の時的限界に特有の問題があるため、まずはこの点から整理・検討を行うこととする。

2. 各輸入罪の既遂時期と共犯成立の時的限界

(1) 概要

関税法上の「輸入」とは、「外国から本邦に到着した貨物（……）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ること」（関税法2条1項1号）と定義されている。ここでいう「引き取る」の意義については、外国貨物が関税法による管理・拘束を離れて内国貨物として自由に流通し得る状態になったか否かに着目して、保税地域を経由する場合には、禁制品輸入罪は、通関線を突破した時点、すなわち、保税地域からの搬出時点で既遂に至ると解されている⁹⁾。

これに対して、覚醒剤取締法上の輸入罪における「輸入」の意義については、

7) 高刑速・前掲注1) 135-136頁の「備考」でも、「受取役の存在は犯罪の成否に不可欠で本犯者にとって最も関心の高い事柄であるから、本犯者がその点について認識していなかったとは考えられず、被告人の幫助行為について心理的因果性も認められるべきであるようにも思われる」との指摘がされている。

8) 酒井智之「物理的幫助犯における因果関係の判断枠組み(1)」一橋法学20巻3号113頁(2021)122頁・脚注48)参照。

学説上、領海・領空内に搬入した時点とする見解（領海説）、領土に陸揚げした時点とする見解（陸揚げ説）、関税法と同様に通関線を突破した時点とする見解（通関線突破説）などが主張されていたところ¹⁰⁾、最判昭和58年9月29日刑集37巻7号1110頁は、覚醒剤輸入罪の既遂時期は着陸した航空機から取り下ろした時点であるとし、陸揚げ説を採用した¹¹⁾。その理由は、覚醒剤取締法は覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため必要な取締りを行うことを目的とし、この危害が発生する危険性は陸揚げの時点で既に発生するため、通関線の内外に重要な意味はないことに求められている。

注意を要するのは、配送先における受領よりかなり前の時点で既遂に至る点である¹²⁾。正犯所為終了後に正犯者であった者を庇護するなどして支援する事後従犯は、共犯としては不可罰である。そのため、各輸入罪について（承継的）共犯の成立を認めるには、原則として既遂到達を容易にするような支援を行う必要がある。ただし、一般的には継続犯に属さない犯罪類型であったとしても、犯罪が実質的に「完成」ないし「終了」¹³⁾する前の時点では、（承継的）共犯が成立し得るとの見解も有力に主張されている¹⁴⁾。問題は、各輸入罪についてこれと同様の理解をとることができるか否かである。

9) 最決昭和36年12月27日刑集15巻12号2098頁、最決昭和58年9月29日刑集37巻7号1110頁。平野龍一ほか編「関税法」『注釈特別刑法補巻(3)』（青林書院、1996）21頁〔植村立郎〕、松澤伸「覚せい剤輸入罪の既遂時期と実行の着手時期」早稲田大学社会安全政策研究所紀要3巻209頁（2011）、原口伸夫「規制薬物輸入罪の既遂時期・未遂時期」法学新報123巻9=10号685頁（2017）も参照。

10) 学説の議論状況について、松澤・前掲注9）216-217頁、原口・前掲注9）687頁及び各学説についての脚注部分を参照。

11) さらに、最決昭和58年12月21日刑集37巻10号1878頁は、大麻取締法上の大麻輸入罪についても同様に解するのが相当であるとした上で、大麻を携帯して空路で本邦に到着した時点で既遂に達すると判示した原判決を「首肯し難い」と評し、取り下ろしの時点で既遂に至ることを強調する。

12) 各輸入罪における既遂時期との関係で共犯成立の時的限界を詳細に検討するものとして、原口伸夫「間接正犯の構造、不能犯、および、共犯成立の時間的限界に関する一考察——禁制品輸入未遂罪の共同正犯を認めた事例を題材に——」駒澤法学23巻2=3=4号1頁（2024）38-45頁。

13) 「終了」概念については、佐伯仁志「犯罪の終了時期について」研修556号15頁（1994）、林美月子「状態犯と継続犯」神奈川法学24巻2・3号279頁（1989）、古田祐紀「犯罪の既遂と終了」判タ550号90頁（1985）、伊藤渉「犯罪の終了時期に関する若干の考察」東洋法学54巻2号61頁（2010）など参照。

(2) 関連する近時の裁判例

この点に関する裁判例を確認しておく、以下のものが挙げられる¹⁵⁾。

① 東京高判令和4年5月17日研修894号71頁¹⁶⁾(①判決)

同判決の事案は、覚醒剤入りの荷物が航空機から取り下ろされ、税関検査で覚醒剤が発見されたことで CCD 捜査が開始され、被告人が荷物受領のため通関業者に対し配送予定日の問い合わせ等を行い、代替品入りの荷物が保税地域から搬出され、被告人は配送先で代替品入りの荷物を受領した、という経過を辿ったところ、CCD 捜査開始以前の時点で被告人には故意がない疑いがあった、というものである。

この事案につき、同判決は、禁制品輸入罪の「法益侵害の危険が顕現するのは、通関後、貨物が受取人に渡って以降ということになる」との理解の下、「被告人の本件における役割は、輸入行為段階における本件貨物の所在等を単に確認したにとどまらず、法益侵害の事態を現実化させるために不可欠となる前提として、確実に本件貨物を受け取ってその占有を確保しようとするという重要なもの」であるとして、禁制品輸入未遂罪の成立を肯定した。

② 大阪高判令和6年2月8日判タ1527号103頁(②判決)

同判決は、各輸入罪の既遂前に故意があったか否かに疑義があった事案につき、いずれの既遂時期においても故意を認めるには合理的な疑いが残るとした原審の判断を是認した。同判決が注目に値するのは、原審の訴訟手続上の問題について論じる中で、関与者に故意が認められる時点に応じて以下のような整理を行っている点である。

第1段階として、関与者が受領を了承し、住所等を伝えた段階で故意がある場合、輸入罪の首謀者は「そのような了承を得て、住所等を伝えられたことで、本

14) 林幹人「即成犯・状態犯・継続犯」刑法の争点(第3版)30頁(2000)、松原芳博『行為主義と刑法理論』(成文堂、2020)12頁、十河太郎「占有移転罪の既遂後の関与について」同志社法学74巻1号143頁(2022)など参照。

15) ただし、CD(コントロールド・デリバリー)捜査が実施された場合、その後の受領行為については、特殊詐欺に関して騙された振り作戦が行われた際の受け子の罪責と類似の問題が別に生じる可能性があるほか、麻薬特例法上の規制薬物としての物品輸入罪(8条1項)あるいは譲受け・所持罪(8条2項)との関係も問題となる。

16) 原口・前掲注12)のほか、森田菜穂「判批」894号73頁(2022)も参照。

件貨物を国際宅配便として発送し、事情を知らない業者や作業員らを利用して日本国内へ輸入することができるようになったのであるから」、この行為は「覚醒剤輸入の犯罪遂行に寄与するものであることを認識した上で、その遂行に寄与した」といえる。第2段階として、受領の意思や住所等が伝達された後、発送前の段階で故意が生じた場合には、「それで十分か否かは別である」ものの、「断りの連絡をしなかったことがそのような寄与として一応考えられる」。第3段階として、発送後の段階で故意が生じた場合には、やはり「それで十分か否かは別である」ものの、「海外の空港での航空機への搬入や日本の空港での航空機からの搬出ないし通関手を止めるための措置をとらなかったことがそのような寄与として一応考えられる」。ただし、「それを被告人による覚醒剤輸入の犯罪遂行への寄与とみるには、運送契約や、国際航空を利用した貨物の運搬、通関業務の代行等のシステム等との関係で、荷受人においてそうした措置をとり得ることや、被告人が本件貨物の特定に係る情報を有していたこと」がその前提となる。

③ 千葉地判令和6年11月27日 (LEX/DB 文献番号 25621700) (③判決)

同判決の事案は、税関検査で覚醒剤が発見されたことを契機に CCD 捜査が実施され、被告人は代替品入りの荷物を受領したが、荷物の中身を覚醒剤と認識したのは代替品入りの荷物が保税地域から搬出された後の時点であった、というものであった。

この事案につき、同判決は、①判決を参照しつつ、CCD 捜査のため覚醒剤を除く貨物につき輸入許可 (関税法 67 条、麻薬特例法 4 条 1 項 1 号) がなされ、代替品入りの貨物が搬出された場合、「遅くとも上記許可及び搬出の時点……よりも前に、関税法違反の罪の故意及び共謀がなければ、同未遂罪は成立しないと解される」として、被告人に関税法違反の罪は成立しないとした。

(3) 若干の整理

上記の裁判例は、各輸入罪の既遂時期に関する判例の立場を踏襲し、特に②判決と③判決については、共犯の成立には既遂到達前の関与が必要であるとの理解を明確に示すものである。これに対して、①判決については、通関線突破後、さらには受領後に法益侵害が顕現するとの理解の下、占有の確保に向けられた行為

に着目する判断が示されており、既遂後・終了前の共犯を肯定する立場に親和的であるようにも見受けられる¹⁷⁾。他方で、①判決もあくまで禁制品輸入罪の既遂（となるべき時点）よりも前の時点で被告人が行った行為を重視するものであり、通関業者への問い合わせ等は通関業者を通じて保税地からの搬出に寄与する可能性がないわけではなく、覚醒剤輸入罪について同様の判断を行ったわけではないことからすると、必ずしも既遂後の関与に共犯の成立を認めるものではない¹⁸⁾。そうすると、近時の裁判例では、既遂前の関与が必要であるという限りで、おおむね理解の一致があるといえよう。そして、②判決が示唆するように、ひとたび国外から荷物が発送されてしまえば、現実的に行い得る寄与の方法はかなり限定されることになる¹⁹⁾。とりわけ、郵便・運送システムを利用して輸入を行う場合、発送後の積載前あるいは空輸中の段階で、航空機からの取り下ろしに寄与し得る行為は通常ほぼ考えられない。関税法上の禁制品輸入罪については、輸入許可申請を手助けするなどして通関線突破に寄与することが可能だが、通関手続を輸入者が自ら行わず、通関業者に通関手続の代行を委任した場合や、国際郵便を用いて非課税の郵便物を受領する場合には、受領役が自ら通関線突破に向けた行為を行うことはまずないといえる。

これに対して、原口伸夫は、通関線突破後の占有確保への加担につき、「密輸入の事後の関与というよりも、立法者が禁ずる犯罪行為（構成要件が典型的に予定する行動）の一部への加担であると評価すべきである」として、共犯の成立を認めるべきであるとする²⁰⁾。この見解によると、（少なくとも禁制品輸入罪につ

17) 原口・前掲注12) 43-44頁も参照。

18) ①判決について、原口・前掲注12) 44頁は、原口既遂前の関与が存在しないし必要であることを前提に、寄与の重要度の指摘として受領行為の重要性を指摘するものと理解するのが「穏当」であることを示唆する。

19) 松原芳博『刑法総論（第3版）』（日本評論社、2022）435頁・脚注15）は、本判決について「受領者の現実の存在は必ずしも輸入の結果に影響を及ぼすものではない」ことに加え、「架空人に対する発送でも航空機からの取り下ろしまでは支障なく進むであろう」ことを指摘する。

20) 原口・前掲注12) 45頁。その理論構成としては、通関線突破類型についてはそもそも占有確保時点を既遂時期とする解釈と、保税地からの搬出時点が既遂時期であるとの理解を維持した上で占有取得時点まで犯罪の継続を認める解釈の2つが提示されている。なお、関税法上の禁制品輸入罪を念頭に置いたものである。

いては) 輸入の終着点として覚醒剤を故意に受領した受領役が、通関線突破(保税地からの搬出)後に初めて故意を具備するに至った事案でも、共犯の成立があり得ることになる。

(4) 検討

ここまでの整理を踏まえ、若干の検討を行う。まず、関税法上の禁制品輸入罪については、受領の時点まで犯罪が実質的に継続する(あるいは、共犯の成立があり得る)と解することには疑問がある。そもそも禁制品輸入罪は、直接的には通関手続による輸入管理の秩序それ自体を保護するものと解さざるを得ない²¹⁾。そのため、通関手続上の障壁を超えたのか(あるいは、その障壁を回避したのか)が決定的な意味を持つことになる。したがって、禁制品輸入罪ではあくまで通関線の突破に向けた寄与を要求すべきであり、通関線突破後の受領行為それ自体に共犯の成立を認めるべきではない。

これに対して、覚醒剤取締法上の覚醒剤輸入罪については、受領の時点まで共犯の成立があり得るとの解釈も不可能ではないように思われる²²⁾。このような理解をとると、通関線突破後の時点で初めて受領予定の荷物が覚醒剤であることを認識した場合でも、それが覚醒剤輸入の(受領を含む)実現プロセスの一部であることまで認識した上で受領行為を行ったときには、覚醒剤輸入罪の幫助犯の成立を認める余地がある。

もっとも、受領以前の段階で正犯所為が頓挫した場合、受領役の分担にどのような意義を認めることができるかがさらに問題となる。

3. 物理的幫助犯における因果関係

本件のGは、発送行為前の時点で既に故意を有していたものの、通関線突破

21) 松澤・前掲注9) 212頁は、禁制品輸入罪の保護法益は「関税法秩序」であり、覚醒剤による危害の発生の防止を目的とするわけではないことを指摘する。

22) 覚醒剤取締法は国内における覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害の防止を目的とするものであるところ、この危害は通関線突破前の時点で現実化する可能性がないわけではないものの、通常は国内の流通過程に組み込まれ、あるいは使用者の手元に届けられることを通じて問題になるはずである。

に失敗したことで実際に受領行為を行うには至っていない。しかも、Gは受領や通関線突破に向けた具体的な働きかけを何ら行っておらず、せいぜい受領役として待機していただけである。本判決がどのような理論構成で「物理的な因果性」を認めたのかは、一見して不明確である。

もちろん、配送先の氏名・住所は輸入を行う上でいわば不可欠の情報である。とりわけ、その配送先で荷物を回収した上で最終的な運送先へと運ぶことが予定されている場合、当初の配送先は回収役による回収等が確実に見込まれる場所であることが必須の前提となる。この場合、配送先に関する氏名・住所等の情報は、いわゆる技術的助言としての側面が強いものといえる。そのため、あらかじめ正犯者による確実な回収が見込まれる場所（の情報）を提供する行為に幫助犯の成立を認めることに特段の支障はない。問題は、発送後（かつ受領前）の段階で、受領役を担当していることにどのような意義があるといえるのかである。

別稿²³⁾で論じたように、幫助犯の因果関係に関する従来の議論では、正犯所為、つまり、正犯となる犯罪事実を「惹起」する必要があることがしばしば述べられてきた。しかし、幫助犯の因果関係を認めるにあたって、正犯行為・正犯結果そのものとの間に事実的な繋がりという意味での事実的因果関係（Kausalität）を要求すべき理由はない。すなわち、援助行為が正犯所為の遂行時点で存在する事実を惹起し、それを通じて正犯所為の危険を増加させることで足りると解すべきである²⁴⁾。私見によると、問題の核心は正犯所為の危険を増加させたと認められるか否かである。

危険増加の捉え方としては、正犯者の計画を完遂するために役立ち得る援助行為を行った場合、実際にそれが寄与するよりも前の段階で所為の実現が頓挫したとしても、そのような寄与が予定されていることそれ自体により、計画されていた正犯所為全体が実現に至る見込みが高められていたとして、危険増加を肯定する考え方があり得るかもしれない。この理解を前提に、その後の経過を通じて受

23) 酒井智之「既遂犯に対する幫助犯における『結果惹起』の必要性（1）・（2・完）」一橋法学20巻1号315頁（2021）・20巻2号207頁（2021）参照。

24) 酒井智之「物理的幫助犯における因果関係の判断枠組み（1）」一橋法学20巻3号113頁（2021）参照。

領へと至る見込みがより高いものになっていけば足りるとすると、本判決が述べるように、「本件荷物を受領するという客観的な状況の下で、正犯者らが発送行為をした」ことそれ自体をもって危険増加を認めることも可能だろう。しかし、受領の見込みと正犯所為が実現する見込みは別問題である。また、そもそも将来的な見込みだけに基づいて、現実の正犯所為経過を等閑視することには疑問がある。

そこで、あくまで現実に生じた正犯所為の危険を増加させたと評価できることを要求すべきである。たとえば、正犯所為の実現を妨害するような事象の発生が具体的にあり得る時点において、正犯者がそれに対処する能力を有していることはその時点の正犯所為の危険を増加させるものと評価することが可能である²⁵⁾。そのため、現実に生じた経過において生じることがあり得た正犯所為の実現を妨害する事象について、受領役が荷物の配送先として通関業者等からの問い合わせに対して適切な回答を行うなどによりその障害を克服することが具体的に想定され得るものであり、かつ、そのような対応を行えるように態勢を整えていたと認められる場合には、実際に受領役への照会等が行われることがなかったとしても、輸入の危険を増加させたと評価することが可能であると考えられる。この場合、正犯者が現に直面していた可能性のある障害に対応する能力を高めていたと評価できるからである。危険増加は受領役を担当していれば当然に認められるわけではなく、その役割の一環として、必要に応じて一定の対応を行うことが予定され、実際にそのための態勢を整えていたことが必要である。

本判決の被告人Gは、配送方法や配送予定日といった輸入プロセスの概要についてほぼ何も知らされておらず、受領に至るまでの事務手続に参与することが期待されていたとは到底考えられない。そのため、私見を前提にしたとしても、危険増加を認めることはできない。

したがって、受領役の存在それ自体に基づいて物理的因果性を肯定した本判決の結論には疑問がある。本件において幫助犯の成立を認めるには、やはり発送行為に対する心理的因果性が認められる必要があると思われる。

25) この点につき、酒井智之「物理的幫助犯における因果関係の判断枠組み(2・完)」一橋法学21巻3号349頁(2022)368-373頁も参照。

4. 心理的因果性に関する判断について

そこで、問題となるのは、11月21日から12月5日までのGの行為とTらによる発送行為の間に因果関係を認めることができるか否かである。前述の通り、本判決は、覚醒剤であるとの認識の下で行われた承諾行為についてAを介して個別具体的な情報伝達が行われるか、それによってTらをさらに心理的に強化したと認められることを要求する趣旨であると思われる。

しかし、AがTらに提供した情報は、日本国内でAを通じて確実に回収を行いたいTらにとっては、発送行為を行うかを判断する時点で、それが確度の高い情報でなければ意味のないものである。そのため、AとTらの協力関係が維持されている限りで、万が一AにおいてGを通じた回収の可能性に疑義があることを認識したときには、Aはその疑義を解消して確実な回収を可能にするための方策を講じるか、それが不可能であるときにはその旨をTらに伝えるのが自然であり、また、それが期待されていたはずである。すなわち、たとえAが明示的に新たな情報を提供したわけではなかったとしても、Tらが発送行為を行うにあたって不可欠の認知的基盤をその態度により維持したものと評価できる可能性がある²⁶⁾。

そこで、(i) GがAに対して覚醒剤入りの荷物であっても受領役を引き受ける旨の心理的働きかけを行ったと評価することが可能であり、(ii) これが配送行為の時点に至るまでTらに対してG方において回収が可能であるとの情報を態度によって示すAの行為の存続に不可欠のもの²⁷⁾であり、(iii) Aが実際に自らの態度を通じてTらにおいてその情報を保持させ続けたと認められる場合には、幫助犯の成立を認めることが可能であると考え²⁸⁾。

(i) の点については、Gの態度は一貫して消極的であり、Aに流されて断り切ることができなかつた側面があることは否めない。もっとも、11月21日頃のやり取りにおけるGの発言は、基本的には受領役を継続することを前提に懸念

26) なお、このような評価は、当初からAが覚醒剤輸入の故意でTらに対してG方に関する情報を提供していたとの仮定を前提とするものである。

27) このAの行為は正犯所為開始前の段階におけるものであるため、私見によるとこれを存続させる危険を増加させるだけでは不十分である。この点については、酒井・前掲注

24) 146-157頁を参照。

を述べるものであり、12月12日の第三者との会話も踏まえると、この時点で違法薬物を受領する見返りに謝礼を受け取ることにつき黙示的な合意が成立していたものと推察される。また、荷物を受領するためにGが意思的に受領行為を行う必要があるとの理解が共有されていたとすると、Aが一貫してGに受領意思がないとは考えていないことをGも認識していたと考えられる。そうすると、消極的な側面はあるものの、Gは受領役を引き受ける旨の意思をAに対し示し続けていたと評価し得る。(ii)の点についても、Gが受領の意思を有し続けていることは、AがTらに対しG方を受領場所とする態度をとり続けるにあたって不可欠のものであったと評価し得る。

しかし、Tらとのやり取りの内容が全く明らかになっていないところ、(iii)の点を認めることは困難である。Aも発送の有無や時期を知らされていなかったことからすると、末端の関与者に過ぎなかった可能性が高く、新たに何も告げないことそれ自体が従前の状況と変わりがないことを態度に表明するものと評価できる関係があったのかには疑問がある。

したがって、本判決の理由付けには疑問があるものの、心理的因果性を否定した点は支持し得る。

5. おわりに

本判決は、単に片面的幫助犯の成立を認めたものではない。すなわち、正犯所為との間の事実的な繋がり欠けることを前提に幫助犯の成立を認めたものであることに加え、受領という構成要件の実現に必須のものとはいえない未来の事象に至る見込みのみに基づいて物理的因果性を認めたものであることが疑われる。このうち前者の点については私見からも支持し得るものだが、後者の点については不当な判断であったと考える。

28) この点につき、松原・前掲注19) 435頁は、「同罪の従犯を認めるには、中身が覚醒剤であると認識した後に依頼者との間に同罪に関する(黙示の)意思連絡が存在することを認定するか、覚醒剤の輸入を阻止しなかった不作為による幫助と構成する(もっとも、被告人に作為義務を認め得るかは疑問である。) しかないように思われる」と指摘するが、前者がTらに対する受領場所に関する情報提供をAとGが共同して行ったと評価できることまで要求されるわけではないように思われる。

これに対して、心理的因果性を認めるのに必ずしもGが故意を有するに至った11月21日頃以後のやり取りがTらに伝えられなければならないわけではないと思われるが、AとTらの間のコミュニケーションの内容が明らかになっていないことに加え、Aも周縁的な関与者に過ぎない可能性が高いことを踏まえると、やはり心理的因果性を認めることは困難である。

なお、本件では、より直接的かつ積極的に関与したAについては嫌疑不十分のため不起訴とされている。しかし、発送行為を行う意思決定に対する寄与の程度という観点でGの寄与がAの寄与を上回ることは理論的にあり得ないはずであり、Gに幫助犯の成立を肯定した結論の妥当性には疑問が残る。